

「絶対女王」と言われていた原子力発電所。その原子力発電所は、私たちのふるさとを奪う存在になりました。

2011年3月12日、私たちは原子力発電所から出た「死の灰」を浴びました。

今も私たちの故郷は、「汚染」されたままです。

安全なふるさとを奪った国・東電を許さない！許せない！

この「井戸川裁判(福島被ばく訴訟)」は、前双葉町町長である井戸川克隆氏が原告となり、東京電力と国が住民を放射線に被ばくさせた責任を、正面から問う裁判です。

以下のことを明らかにすることが裁判の目標です。

- ◎国民の主権を行使すること
- ◎正義を求めること
- ◎責任者を特定すること
- ◎真実を広めること
- ◎約束を果たさせること
- ◎被害者が日々堂々と自分の思いを言えるようにすること
- ◎被害者が加害者によって不要な我慢や頑張りをさせられないようにすること
- ◎行政の立場を明確にすること

なぜ《私たち》は被ばくをしなければならなかったのか…そんな義務はない

井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会  
会員を募集しております。

私たちと共にこの裁判を支えて下さい！

### ■ 弁護団

井戸川氏の思いに添えて共に闘ってくださるのは、古川元晴弁護士とその実弟である古川史高弁護士が率いる東京グリーン法律事務所に所属する弁護士の皆さんです。

古川元晴弁護士は、1967年に検事に任官。内閣法制局参事官、最高裁判所司法研修所上席教官、京都地検検事正などを歴任。2001～2011年に公証人、2011年から弁護士となります。一般市民の感覚を重視する法律家として活動をされています。2015年に『福島原発、裁かれないでいいのか』（朝日新書）を上梓。氏の唱える「危惧感説」は、故藤木英雄教授が40年前に書かれたものですが、我が国ではいまだに予見可能性にこだわる判断が多いと語られています。井戸川裁判はこの説を前面に出す闘いになります。

### ■ 入会申込

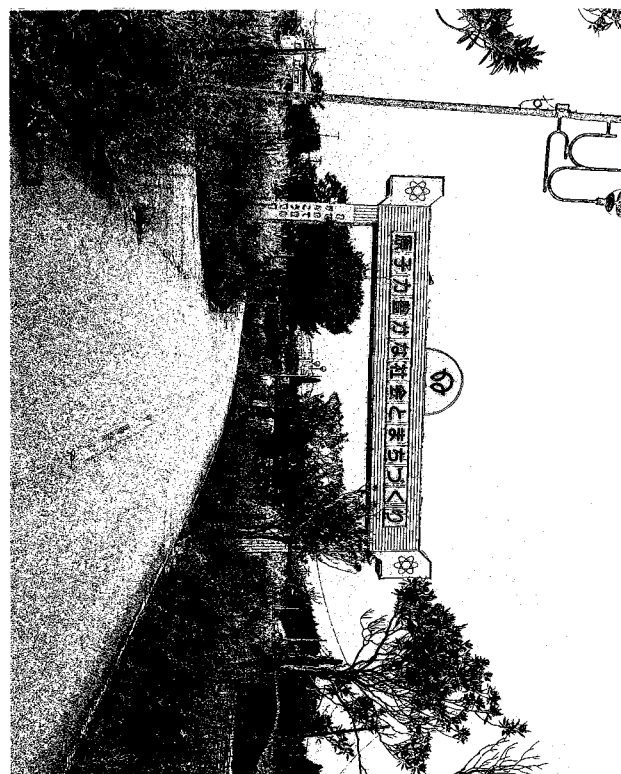
「郵便振替用紙」に以下①②の内容を記入し、年会費 ¥1000 をお振込ください。

\*振替の控えをもって領収証とさせていただきます

- ① 通信欄：振込の名目「会費」「寄付」など
  - ② 郵便番号・住所・氏名・電話番号
- 口座番号 00110-6-361267  
加入者名 井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会

### ■ 問合せ

井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会  
〒347-0055 埼玉県加須市中央2-7-6 東電原発事故研究所内  
E-mail idogawasasaerukai@yahoo.co.jp  
Webサイト <http://idogawasupport.sub.jp>  
電話 080-4865-3159 (稲垣)  
FAX 0480-53-5866



2011年3月12日  
“私たち”は 原子力発電所から出た  
「死の灰」を浴びました

井戸川裁判  
(福島被ばく訴訟)  
を支える会

# ■裁判を起こした理由

私は、今回の原発事故により、計り知れない被害を受け、数えきれないほど多くのものを失いました。原発事故直後に大量の被ばくをしました。これにより、今日までの間、健康被害の恐怖や不安に脅え続けています。この恐怖は、生涯にわたるものだと思います。また、原発事故により、強制的に故郷を追われ、長期間にわたる慣れない土地で避難生活を強いられています。避難生活の過程で被った苦痛は、筆舌に尽くしがたいものです。しかも、避難生活は、故郷に戻れるまでの間、半永久的に続きます。さらに、原発事故により、家督や財産、仕事や収入、コミュニティや伝統文化、平穏な日常生活や自然環境、将来の夢や希望などが根こそぎ奪われました。私は、故郷を愛し、井戸川家を大切にするとともに、双葉町町長として、すべての町民が夢と希望を持って生活できるように、自己犠牲を払って奮闘してきました。しかし、今回の原発事故により、すべてを失ってしまいました。今回の原発事故は、国や東京電力の落ち度による人災です。それなのに、国や東京電力は、何の落ち度もない私たちがすべてを奪った責任を取ろうとはしません。私は、国と東京電力に対し、被害の完全な回復を求めて、今回の裁判を起こしました。

井戸川克隆

# ■裁判の目的

原発の事故は、立地を根こそぎ壊しました。地方自治体の破壊、放射能汚染・被ばくで住めなくさせました。更に、情報を隠し、重要な会議に被害者を参加させないで、国と東電は不利な事を押し付けています。帰還は、被害者が故郷の安全を確認して、自分で決めることが基本です。事故の責任を隠し、事実を隠蔽し、被害者を騙す事を止めさせます。

1. 立地と東電の三者協定の完全履行を求める。
2. 事故前には、あれ程安全だと言っていた説明を糾す。
3. 避難指示の遅れと、実態に合わない避難エリアを糾す。
4. 避難生活の本当の苦しさを訴える。
5. 理由なき、我慢・頑張り・無念の死を糾す。
6. 核の平和利用の「ウソ」、無残な正体を曝し、糾す。
7. 県民・町民（特に子供）を被ばくさせた責任者とその罪を問う。
8. 福島県の風評被害は実害を隠していることを糾す。
9. 食べ物の検査基準を世界一劣悪にしていることを糾す。
10. 国民として、言いたいことを言い、求めていく。

# 井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会 会則

**設立趣旨**  
 私たちは、東京電力株式会社(東電)福島第一原子力発電所事故(福島第一原発事故)で失われた故郷を思い、それを失わされた元凶である東電と国を相手に、加害責任を問いつづけている元双葉町町長の井戸川克隆さんを支える人々の集まりです。私たちは井戸川裁判の目的と意義を受けとめ、福島第一原発事故で被ばくしたすべての人々の勝訴に向けた闘いと連携し、共に核被害の廃絶をめざします。

## 総則

**第1条(名称と事務所)**  
 この会の名称は井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会(以下「会」と略す)と称し、会の事務所を加須市に置きます。

**第2条(目的)**  
 この会は設立趣旨の精神により井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支え勝訴することを目的とします。

**第3条(活動と事業)**  
 この会の目的を達成するため原告および弁護団と緊密な連携のもと、次の活動と事業を行います。

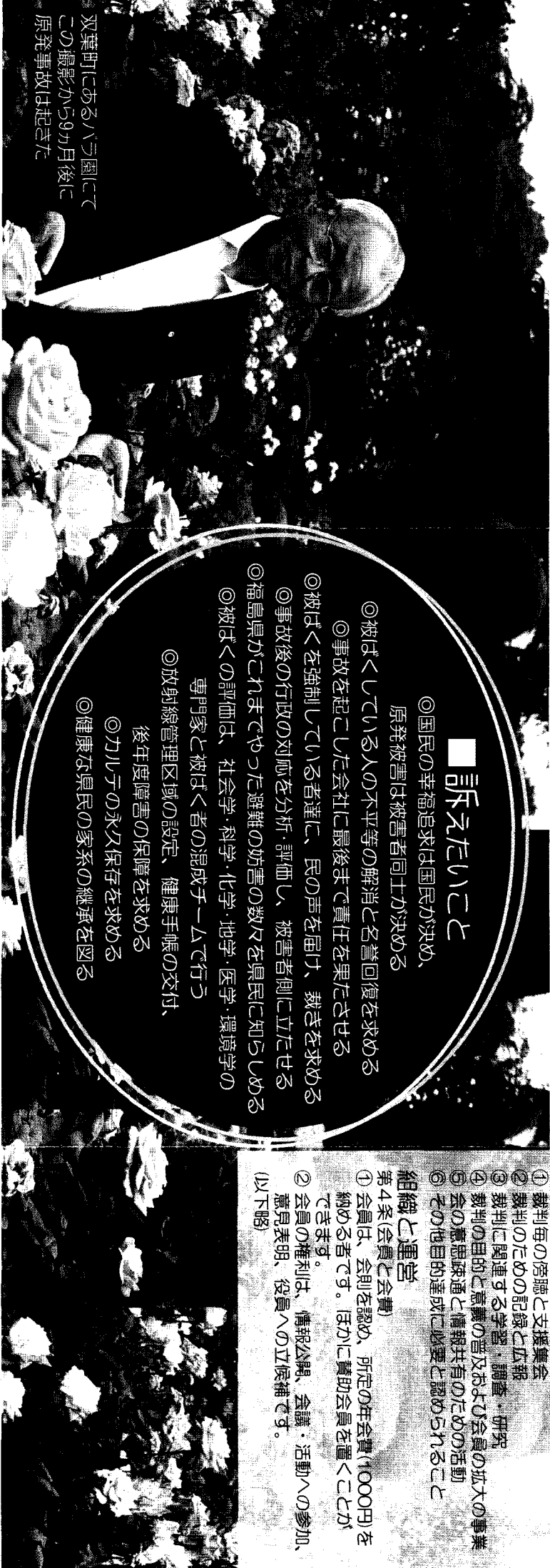
- ① 裁判毎の傍聴と支援集会
- ② 裁判のための記録と広報
- ③ 裁判に関連する学習・調査・研究
- ④ 裁判の目的と意義の普及および会員の拡大の事業
- ⑤ 会の意思疎通と情報共有のための活動
- ⑥ その他目的達成に必要と認められること

## 組織と運営

- 第4条(会員と会費)**  
 ① 会員は、会則を認め、所定の年会費(10000円)を納める者です。ほかに賛助会員を置くことができます。
- ② 会員の権利は、情報公開、会議・活動への参加、意見表明、役員への立候補です。(以下略)

# ■訴えたいこと

- ◎ 国民の幸福追求は国民が決める、原発被害は被害者同士が決める
- ◎ 被ばくしている人の不平等の解消と名誉回復を求める
- ◎ 事故を起こした会社に最後まで責任を果たさせる
- ◎ 被ばくを強制している者達に、民の声を聞け、裁きを求める
- ◎ 事故後の行政の対応を分析・評価し、被害者側に立たせる
- ◎ 福島県がこれまでやった避難の妨害の数を県民に知らしめる
- ◎ 被ばくの評価は、社会学・科学・化学・地学・医学・環境学の専門家と被ばく者の混成チームで行う
- ◎ 放射線管理区域の設定、健康手帳の交付、後年度障害の保障を求める
- ◎ カルテの永久保存を求める
- ◎ 健康な県民の家系の継承を図る



双葉町にあるバラ園にてこの撮影から9ヵ月後に原発事故は起きた

# 井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会 会則

## 設立趣旨

私たちは、東京電力株式会社（東電）福島第一原子力発電所事故（福島第一原発事故）で失われた故郷を思い、それを失わせた元凶である東電と国を相手に、加害責任を問いつけている元双葉町町長の井戸川克隆さんが提訴した裁判を支える人々の集まりです。私たちは、井戸川裁判の目的と意義を受けとめ、福島第一原発事故で被ばくしたすべての人々の勝訴に向けた闘いと連携し、共に核被害の廃絶をめざします。

## 総 則

### 第1条（名称と事務所）

この会の名称は、井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会（以下「会」と略す）と称し、会の事務所を加須市に置きます。

### 第2条（目的）

この会は、設立趣旨の精神により井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支え勝訴することを目的とします。

### 第3条（活動と事業）

この会の目的を達成するため原告および弁護団と緊密な連携の下、次の活動と事業を行ないます。

- ① 裁判毎の傍聴と支援集会
- ② 裁判のための記録と広報
- ③ 裁判に関連する学習・調査・研究
- ④ 裁判の目的と意義の普及および会員の拡大の事業
- ⑤ 会の意思疎通と情報共有のための活動
- ⑥ その他目的達成に必要と認められること

## 組織と運営

### 第4条（会員と会費）

- ① 会員は、会則を認め、所定の年会費（1000円）を納める者です。ほかに賛助会員を置くことができます。
- ② 会員の権利は、情報公開、会議・活動への参加、意見表明、役員への立候補です。

### 第5条（財政）

この会の財政は、会員の年会費、賛助会費、寄付、事業収入、その他でまかなうこととします。

### 第6条（総会）

- ① 総会は、1年に1回あるいは必要な場合、世話人会の責任で開催します。
- ② 総会は、活動報告（会計を含む）、活動方針（予算を含む）、役員（世話人）の選出、会計監査の選出、会則の改廃、その他必要な事項を決定できます。

### 第7条（世話人会）

- ① 会の役員として世話人を置き、世話人は世話人会を組織し、会の日常的な運営にあたります。
- ② 世話人会は定期的かつ必要に応じて会議を開催し、活動方針、会計処理、会員の登録・退会、役員の補充・解任、会員・役員への処分、会の趣旨・目的・事業の実現に必要な決定、及び日常的な活動の執行・統轄を行ないます。
- ③ 世話人会は、その効率的な運営のために代表世話人（以下「代表」と略す）、事務局長、会計および必要な各担当世話人を互選するとともに、総会で選出された世話人の員数の範囲で世話人の補充を行なうことができます。

### 第8条（役職）

- ① 代表は、会および世話人会の統轄・執行面について人格的に代表します。
- ② 事務局長は、会の日常的業務の管理を引き受け、代表を補佐します。
- ③ 会計担当は、代表および事務局長との緊密な連携の下、会の出納と記帳を管理します。
- ④ 会計監査は、定期的に会計の監査を行ない、総会に報告します。

### 第9条（会議）

- ① 全ての会議の成立は、定数の過半数の出席（委任状を含む）で成立とします。
- ② 会議の決定は出席者の過半数とします。
- ③ 全ての会議は議事録を作成するものとします。

### 第10条（細則）

この会の実務的な運営にあたり世話人会で必要な事項について細則を定めることができます。

### 第11条（会則の改廃）

会則の改廃は、総会の3分2以上の決定によるものとします。

### 第12条（施行と活動年度）

この会の会則は2015年11月6日の結成総会の終了後から施行し、活動年度ならびに財政年度については、別途細則で定めます。